

会 議 録

会議の名称	小金井市安全・安心まちづくり協議会
事務局	総務部地域安全課地域安全係
開催日時	平成29年11月27日(月) 午前10時00分から正午まで
開催場所	本庁舎3階第一会議室
出席者	委員：倉田明子、高橋寛子、土屋義弘、畠山重信、深澤茂樹、 宮原千恵、佐藤宏紀、大澤正男、鴨下祐幸、古宮景子、 武田善行、信山勝由、橋本未央子、木下隆一 事務局：吉田亮二、穂山琢也、北林雄吾
傍聴の可否	Ⓐ ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	無し
会議次第	別紙 会議次第のとおり
会議結果	別紙会議録のとおり
発言内容・ 発言者名(主な 発言要旨)	別紙会議録のとおり
提出資料	別紙のとおり
その他	

平成29年度第2回小金井市安全・安心まちづくり協議会

平成29年11月27日(月)
午前10時00分から正午
本庁舎3階第一会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- (1) 平成29年度第1回協議会会議録の承認について
- (2) 各団体の防犯に係る取組みについて
- (3) 「こがねいし安全・安心あいさつ運動」秋季推進月間経過報告等について
- (4) 振り込め詐欺等被害防止機器（自動通話録音機）貸与について
- (5) その他

3 閉 会

平成29年度2回小金井市安全・安心まちづくり協議会会議録

平成29年11月27日（月）

次第1 開会

【事務局】 鴨下会長欠席のため職務代理者として信山委員が進行を行う旨説明

【信山職務代理】 開会宣言

【事務局】 小金井警察署人事異動に伴う後任委員の紹介

【松井委員】 松井委員より挨拶

【事務局】 委員の出欠席状況の報告及び資料の確認
（出席15名、欠席5名）
配布資料の確認

次第2 議題

議題(1) 平成29年度第1回協議会会議録の承認について

【信山職務代理】 事務局へ説明依頼

【事務局】 協議会の開催通知に同封し、訂正等の意見がなかった旨説明

【信山職務代理】 訂正箇所等の意見有無確認

【委員】 一意見なし

【信山職務代理】 意見なしのため、会議録として決定し、公開します。

議題(2) 各団体の防犯に係る取組について

【信山職務代理】 小金井警察署松井委員へ説明依頼

【松井委員】 小金井警察署の防犯について取り組みを説明させていただきます。まず初めに小金井警察署管内の犯罪の発生状況の概要についてお話しさせていただくと、刑法犯全体で見ますと認知件数は昨年に比べて約2割減っており、減少傾向となっています。特に、侵入窃盗につきましては10月末までで60件認知していますが、昨年と比べると48件のマイナスとなっており、大幅に減少しています。これは、昨年犯行を繰り返していた泥棒を捕まえた成果によるものです。ただし、全体としては犯罪が減っていますが、特殊詐欺は大幅に増加しておりまして、小金井警察署管内では昨年同期比でほぼ倍以上発生しています。警視庁全体でも大幅に増加してまして、昨年と比較して約7割増加しています。配布させていただいた資料の分類のように、特殊詐欺にも様々な手口がありますが、最近多い手口はお金ではなくキャッシュカードを預かるというものです。大手百貨店等の職員を騙り、あなたのキャッシュカードが悪用されていると電話をかけ、全国銀行協会へ確認するよ

う伝えるもので、その後教えられた電話番号へ電話すると、全国銀行協会と名乗る者に電話がつながります。そして、キャッシュカードが悪用されているが補償されるのでカードを預かりに行くと言い、訪問しカードをだまし取り、暗証番号も聞き取るというものです。これが増えたなぜ増えたかは推測ですが、息子等を騙るような典型的な手口が周知されてきていることや、金融機関で高齢者が高額の前金を引き下ろすときに本人への声かけや警察への通報をしてくれるようになってくれたこともあり、現金をだまし取るということが難しくなったため、カードをだまし取る手口に移行してきたというように考えられます。その他にも還付金詐欺というものがありまして、市役所職員を騙り、医療費や保険料が戻るという手紙を送ったが届いているかといった電話をかけ、今日中であれば還付が受けられると慌てさせ、携帯電話で指示しながらATMから振り込みをさせるものです。もう一つは架空請求詐欺です。これは高齢者というよりも20代から60代までの比較的若い方が騙されることが多いものです。携帯電話のショートメールでインターネットサイトの未納料金があり、支払わないと法的手続きに移行しますという内容を送りつけ、メールに記載されている電話番号へかけるとコンビニなどで電子マネーを購入させ、電子マネーを使うために必要なIDを提供させ、電子マネーをだまし取るというものです。オレオレ詐欺の発生も多いのですが、昨年と比較するとオレオレ詐欺が減少した反面、カード預かりや還付金詐欺が増え、手口が巧妙化しているため、特殊詐欺被害防止を中核に据えて対策を講じているところです。小金井警察署の取り組みとしましては、巧妙化した手口を伝えるため高齢者宅を訪問させていただいたり、還付金詐欺対策として無人ATMの警戒や、高齢者が携帯電話を使いながらATMを操作している場合には声かけや警察へ連絡をもらえるようお店へ協力をお願いをしています。また、管内全店のコンビニを巡回し、高額の電子マネーの購入があった場合は、架空請求詐欺の注意喚起をお願いするなどしていますが、犯罪をなくすまでには至っていませんので、引き続き取り組んでいきたいと考えています。

防犯カメラについてですが、自治会や市役所の方にご協力いただいて、着実に設置台数が増えてきているところです。捜査の実務からすると、路上で犯罪が発生した場合にはまず初めに、そこに防犯カメラがあるかどうかを確認し、防犯カメラがあった場合は画像に犯人が移っているかどうかを確認します。これは警視庁だけでなく、全国の警察でとられているのが実情だと思います。被害者からの聞きとりと比較して、カメラの画像で確認できた方が情報が確かであり、犯人を認識しやすくなることで捜査もスピーディに行うことができます。先ほど侵入窃盗が減少した原因として犯行を繰り返していた犯人を捕まえたことを話しをしましたが、財産を狙う犯罪者は繰り返し犯行を重ねるということですので、いかに早く捕まえるかということが防犯に直結していくことになり、防犯カメラの影響は大きいものとなっています。

配布されている街頭防犯カメラシステム整備地区の刑法犯認知件数の資料をご覧ください。こちらは警視庁のホームページで公開しているものです。警視庁管内の代表的な繁華街には防犯カメラと防犯カメラを設置している旨の看板を設置しています。その成果を表している資料となりまして、歌舞伎町については平成24年からシステムを導入しておりますが、システム導入前と比較して件数で減少していることがわかります。

また、報道もされましたが、目撃者の証言を基に逮捕された者がタクシーのドライブレコーダーの記録から、誤認逮捕であることがわかり釈放されたという例がありました。人間の記憶は不確定で時間とともに変わってくることもあります。複数の目撃者に聞き取りを行うと、犯人の特徴や人数等が異なった回答になることが警察の研修でも分かっています。一方で防犯カメラの画像でしっかり残っていれば間違うということはありませんので、適正に捜査を行い、罪のない人を巻き込まないためにも客観的な証拠となる防犯カメラのシステムを普及していただき、速やかに犯人を検挙するとともに防犯につなげていけたらと思います。引き続き設置に向けたご協力をお願いします。

- 【信山職務代理】 取組発表についての意見確認
- 【武田委員】 市内にも通学路等に防犯カメラが設置されています。防犯カメラ設置の効果を示す市内のデータはありますか。
- 【松井委員】 今お示しできるものは都内繁華街のデータのみで、市内で防犯カメラを設置された地区に限定した刑法犯認知件数のデータはとっておりません。
- 【地域安全課長】 市内では武蔵小金井南口商店街や小学校の通学路に防犯カメラが設置されているところです。今年度についても商店街や自治会等の共同で28台の設置が予定されております。
- 【地域安全係長】 通学路防犯カメラについて、平成29年11月時点で39台設置しています。教育委員会によると捜査に係る警察からの照会件数は平成28年度に7件、平成29年度に4件となっております。
- 【土屋委員】 オレオレ詐欺について、手口が変化してきているとのことでした。逮捕されて厳しい刑を受ければまた犯罪を起こそうとは思わないと思いますが、これだけ件数が増えてくるということはオレオレ詐欺で逮捕されたときの刑が軽すぎるといったことはないのでしょうか。
- 【松井委員】 刑を決めるのは警察ではないのですが、警察の立場としては厳罰に処していただきたいとは思っています。振り込め詐欺については組織的に行われていることが考えられ、捕まるのは受け取りなどを行う末端の人で、組織の上の人の逮捕につながりにくいように行われています。末端の人が捕まってもまた他の人を使って犯罪が行われ、犯罪が繰り返される状況があると思います。末端の人が捕まっても、単に荷物の受け取りだと思っていたなど故意を否認した場合は罪に問えないという場合もあります。
- 【畠山委員】 被害者の被害回復については、被害者に任せられるところとなっておりますが、被害者の救済も警察署でも踏み込んで考えていった方がよいのではないのでしょうか。

【松井委員】 被害の回復については、警察の範疇ではないかもしれませんが犯罪者から押収した現金等を被害者へ渡す制度があったと思います。犯人が捕まらなかった場合については、銀行等で保障されるケースもあるが、財源確保の問題もあり警察だけでは難しい部分であると思います。

【畠山委員】 被害を回復する方法を教える等の対応もあっていいのではないかと思います。

【松井委員】 犯人に財産があるかなどは犯人が起訴され裁判が始まってからの事柄になります。警察がわかっていることを被害者に教えていないという状況ではないことはご理解いただきたいと思います。

【土屋委員】 法政大学周辺の大きな道路に自転車用レーンが設置され、年齢や性別にかかわらず自転車のルールが守られていない状況が多く見られますが、警察が道路に立って自転車の指導をしているのを見たことがありません。今すぐということではありませんが、安心のためにも幹線道路以外でも指導を行うようにしてもらいたいと思います。

【松井委員】 自転車の交通ルールについては、違反があった場合には指導警告カードを渡す取り組みを行っていますが、指導が行き届いていない現状もあります。管内の人身事故の約3割は自転車の関連する交通事故になっていますので引き続き取り組んでいきます。

議題(3) こがねいし安全・安心あいさつ運動秋季推進月間経過報告等について

【信山職務代理】 事務局へ説明依頼

【事務局】 資料23こきんちゃんあいさつ運動結果報告等(No.18)をご覧ください。こきんちゃんあいさつ運動春季推進月間は、9月1日から9月30日までの日程で実施しました。推進月間開始日は、青色回転灯装備車両15台から成るCOCOPATROL隊により、市内小中学校の登校時の子どもの見守りパトロール及び校門付近でのあいさつ運動を行いました。推進月間中の登校時パトロール及び校門前でのあいさつ運動には、委員の中から、深澤委員、宮原委員、武田委員、畠山委員、倉田委員にご参加いただきました。また、春季推進月間に引き続き小金井警察署員の方にもご参加いただきました。ご紹介した以外にもご連絡をいただきましたが、台風による悪天候で中止となってしまった委員につきましては申し訳ございません。今後とも連携、御協力の程お願いいたします。

次に、推進月間中のCOCOPATROL隊の運行状況についてですが、推進月間中は、地域安全課より青色回転灯装備車両管理課に対し、日替わりで、子どもたちの下校時間にあわせたパトロールを依頼しました。市内を南北の2つのエリアに分け、COCOPATROLと青色回転灯装備車両でそれぞれのエリアをパトロールし、市内をできるだけ広くカバーするように努めました。

COCOPATROL隊の運行状況といたしましては、青色回転灯装備車両

15台で延べ運行回数94回、延べ走行距離1,354キロ運行いたしました。

次に、広報についてですが、広報用のポスターとのぼり旗を、市施設、市立小中学校、公共機関、それに店舗や商店街のご協力をいただき、市民の方々の目につきやすい場所にそれぞれ設置していただきました。ポスター及びのぼり旗は、平成27年度に実施した標語・ポスターコンクールにて皆様に出していただきました最優秀作品を取り入れて作成しております。3年に1度実施している標語・ポスターコンクールは、応募することによる意識啓発や活動に親しみをもってもらうことが期待できるものと考えております。

その他の広報としまして、市報、市政だより、市ホームページ、こがねい安全・安心メールを通じて広報を行うとともに、COCOパトロール車による巡回広報に努めました。

以上、こきんちゃんあいさつ運動の結果報告等とさせていただきます。

続きまして、2点目は運動の広報グッズについてです。資料24 バッチデザイン見本をご覧ください。また、カラー印刷したものをバッチに貼った見本を事務局にて作成したものを回覧させていただきますので併せてご確認ください。この見本に反射機能が付いたものとなります。現在、バッチ作成に向け作業を進めておりますが、ご提示できる現物のサンプルが出来上がっておりません。申し訳ございません。

事務局からは、以上です。

【信山職務代理】 事務局説明について意見確認

【古宮委員】 バッチのサイズは今のものと変わらないのですか。

【事務局】 今のものより一回り小さくなる予定です。

議題(4)振り込め詐欺等被害防止機器（自動通話録音機）貸与について

【信山職務代理】 事務局へ説明依頼

【地域安全係長】 事務局です。自動通話録音機貸与について説明いたします。説明と併せて、現物のサンプルを回覧いたしますのでご確認ください。自動通話録音機は電話機に設置することで固定電話の呼び出しベルが鳴る前に通話を録音する旨の警告メッセージを流す機能があり、振り込め詐欺等の防止効果が期待できる機器です。本市における自動通話録音機貸与事業は、平成27年度に東京都より譲渡を受けた機器130台の貸与を行い、平成27年7月から平成28年7月までの間に貸与を完了しております。今年度から、市で同機器を追加で200台購入し、10月16日より貸与を再開しております。これまでに約30台を貸与しておりますが、在庫がありますので協議会委員の皆さまのお知り合いにおおむね65歳以上の世帯の方がいらっしゃったらお声がけをお願いいたします。また、市としての事業の広報については、市報・市政だより・HPの他、今ご覧いただいているサンプルを自治会に提供し、集会等でご紹介いただいております。その際、小金井警察署にもご協力いただいたことを聞いておりますので、この場を借りて御礼申し上げます。今後も引き続き周知に努めていきたいと考えております。

事務局からは以上です。

【信山職務代理】 事務局説明について意見確認

【深澤委員】 私はこの機器をつけて約3年経ちますが、つける前は1日にだいたい7件から15件くらいの売り込などの電話がありました。つけた後は、1日3件くらいになりまして、今はほとんどかかってくるおらず助かっています。それでもかけてくる相手もいますが、録音しているので相手もすぐ切ります。特に高齢者はつけた方がいいと思います。

【宮原委員】 知り合いの方がつけていて、私がかけたときも録音する旨のメッセージが流れました。つけた方はとてもいいとのことでした。

【畠山委員】 市内の高齢者での設置率はどのくらいですか。本当に抑止に役立つと警察が考えているのであれば、もっと普及させて設置率を上げていった方がよいではありませんか。

【地域安全課長】 具体的な設置率は把握しておりませんが、まだこれからといった状況です。まだ在庫がありますので引き続き周知を行いまして、現在の在庫の状況を見ながら今後の方法を検討していきたいと考えております。

【畠山委員】 電話に貼る注意を促すシールがあると、電話を取るときに詐欺かもしれないと注意するようになるのではないのでしょうか。

【古宮委員】 以前、民生委員にそのようなものがきたことがあります。

【地域安全課長】 経済課の事業ではありますが、電話機に貼る注意喚起の物品も併せて配布しております。

【土屋委員】 無料貸与もいいと思いますが、自己責任というものもあると思います。本来自分で買って取り付けるのものだと思いますし、全部無料で65歳以上に平等に貸与することは無理だと思います。振り込め詐欺も本来は自分で防衛するという点がないと、全部行政に任せることを繰り返しているといくら予算があっても足りないので、自分で買うようにすることも必要ではないのでしょうか。

【地域安全課長】 高齢者を狙った特殊詐欺が後を絶たない状況がありますので、行政として取り組みをしなくてよいという状況ではありませんが、いただいたご意見も含めて今後の方法については引き続き検討していきたいと考えております。

【古宮委員】 高齢者に対しての啓発は民生委員でも行っていまして、この機器も案内していますが、電話対策をしている方も多い状況で、固定電話にはできませんという方など意識をもっている方も多くいます。この機器をつけた方はとてもよかったという意見を聞きます。

【信山職務代理】 市の取組と併せて、自分で買うための情報も伝えるのもよいと思います。この機器の値段はだいたいどのくらいですか。

【事務局】 今回200台購入した場合で、1台約6,000円です。

【土屋委員】 この事業もよいと思いますが、もっと若い世代のために予算を使っていくことも考えていった方がよいのではないのでしょうか。

議題(5) その他の議題（小金井市防犯指針に基づく平成28年度の取組み等）について

【信山職務代理】 事務局へ説明依頼

【事務局】 事務局です。本日お配りした資料22 小金井市防犯指針に基づく平成28年度の取組み等について説明します。前回協議会にてお配りした資料の字が小さく見づらいものとなっております。申し訳ございません。今回A3サイズで印刷したものを配布させていただいております。なお、内容に変更はございません。以上です。

【信山職務代理】 事務局説明について意見確認

－意見なし－

議題(5) その他の議題（深澤委員提供資料）について

【信山職務代理】 深澤委員へ配布資料の説明依頼

【深澤委員】 資料（津波のリスク、望まれぬあかちゃんリスク）について説明

議題(5) その他の議題（協議会委員改選）について

【信山職務代理】 事務局へ説明依頼

【事務局】 事務局です。協議会委員の改選について説明いたします。現在本協議会委員を務めていただいております皆様の任期は2年間となっております、平成30年1月20日で任期が終了となります。公募委員について、市報11月15日号及びホームページにて7名の募集をさせていただいております。公募委員として出席いただいている委員の皆様は、小金井市市民参加条例第29条の規定により連続3期まで委員の継続が可能となっております。ただし、任期毎に再度ご応募が必要となりますので、ご検討いただける場合は所定の手続きに沿ってご応募をお願いいたします。応募については市報等ご確認いただくか、事務局へお問い合わせいただけましたら説明させていただきます。

公募委員以外の各団体からの推薦を受け出席していただいている委員の皆様におかれましても、任期は平成30年1月20日までとなっております。各団体代用者様等宛てに推薦依頼を文書にて送付させていただいております。最後に、深澤委員と宮原委員は3期満了となります。長きにわたり本市の

防犯行政にご助言・ご助力いただきましたことをこの場を借りて御礼申し上げます。

【信山職務代理】 事務局へ事務連絡依頼

【事務局】 次回の開催日程については2月以降を予定しております。日程が確定しましたら、改めてお知らせさせていただきたいと思います。

【信山職務代理】 閉会宣言

—了—